

## 栃木県立夜間中学設置準備等に係る意見交換会設置要綱

### (設置)

第1条 この要綱は県立夜間中学の設置に向けて必要な事項に関して、専門的な知識、見識を有する者からの意見聴取を行うため、「栃木県立夜間中学設置準備等に係る意見交換会」(以下「意見交換会」という。)を設置する。

### (意見を求める事項)

第2条 意見交換会では、次の事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 県立夜間中学の基本理念や運営方針に関すること。
- (2) 入学対象者や学級数等の具体的内容に関すること。
- (3) その他、県立夜間中学の設置準備に関すること。

### (構成)

第3条 意見交換会は10名以内で構成する。

- 2 構成員は、学識経験者、教育関係者及び関係団体等のうちから、栃木県教育委員会教育長が任命する。
- 3 構成員の任期は、1年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 構成員は、再任されることができる。

### (座長)

第4条 意見交換会に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 座長に事故があるときは、構成員のうちから座長が指名した者が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 意見交換会は、栃木県教育委員会教育長が必要に応じて招集する。

- 2 座長は、意見交換会の議長となる。
- 3 意見交換会は、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

### (関係者からの意見の聴取等)

第6条 栃木県教育委員会教育長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 意見交換会の庶務は、教育委員会事務局義務教育課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 (2024) 年 4 月 25 日から施行する。
- 2 この要綱の実施後最初に委嘱される構成員の任期は、第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、令和 7 (2025) 年 3 月 31 日までとする。